
平成29年度

香川県中山間地域等直接支払制度の実績

平成30年6月
香川県農村整備課

○制度の趣旨

高齢化等により耕作放棄地の増加が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、直接支払を実施する。



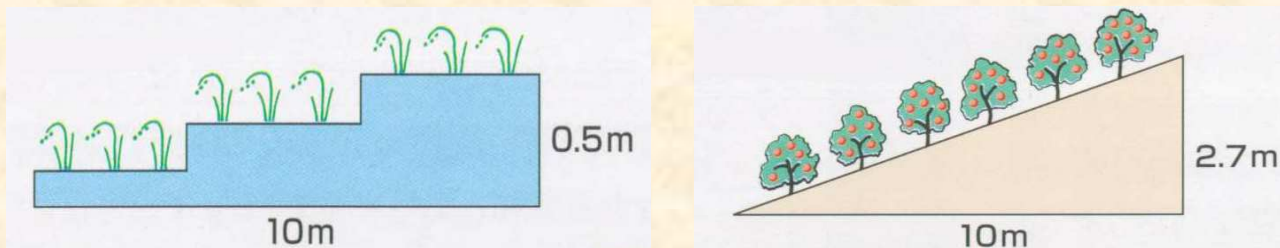
耕作放棄地



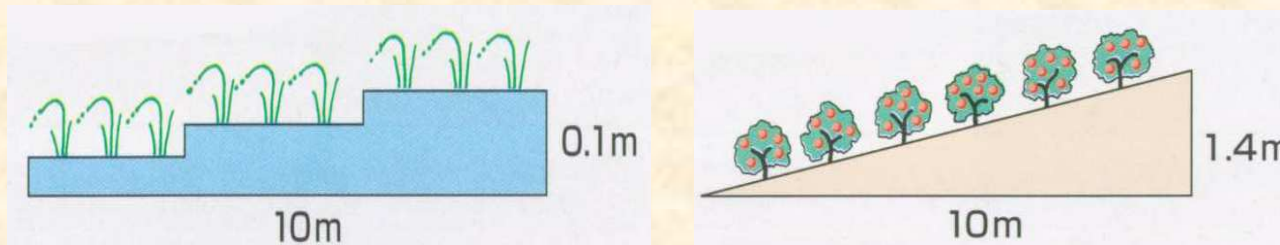
2 対象となる農用地

下記に該当する農振農用地内の1ha以上の一団の農用地

1) 急傾斜農用地 (田 1/20以上、畑、草地等 15度以上)



2) 緩傾斜農用地 (田 1/100以上、畑、草地等 8度以上)



3) 自然条件により小区画・不整形な田

4) 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地

5) 傾斜地と同等の条件不利地として知事が定める基準に該当する農用地

3 交付対象者

- 集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「集落協定」を締結して、5年間以上農業生産活動等を行う農業者等

4 対象行為

- 耕作放棄の発生防止などの基礎的な活動

(基礎単価：必須)

- ・ 集落マスタープラン(将来像や活動計画)の作成
- ・ 水路・農道等の管理活動など農業生産活動
- ・ 多面的機能を増進する活動

＋ ← 前向きな取組

- 農用地保全マップの作成及び農業生産条件の強化又は集団サポートの取り決め (体制整備単価)

●基礎単価の活動とは

■集落マスタープランの作成

■農業生産活動等

- ・耕作放棄の発生防止活動
- ・水路・農道等の管理活動

■多面的機能を増進する活動（1つ以上）

- ・周辺林地の下草刈り
- ・景観作物の作付け など



●体制整備単価の活動とは

■農用地等保全マップの作成及び実践

■以下のA～C要件から1つ以上を選択

●A要件（次のうち2つ以上（①、⑤の一部の取組は1つ以上）を選択）

- ①機械、農作業の共同化
- ②高付加価値型農業の実践
- ③農業生産条件の強化
- ④担い手への農地集積
- ⑤担い手への農作業の委託

●B要件（新規参入者（女性、若者、NPO法人等）を1名以上参加させ、次のうち1つ以上を選択）

- ①新規就農者等の確保
- ②地場産農産物等の加工
- ③出資・消費の呼び込み

●C要件

- ①集团的かつ持続可能な体制整備
※共同で支え合う農業生産活動の取り決め



5 交付単価

地目	傾斜区分	10 a 当たり単価 (円)	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500

※ 基礎単価は、体制整備単価の8割で設定

5 交付単価（加算措置）

1) 集落連携・機能維持加算

〔集落協定の広域化支援〕

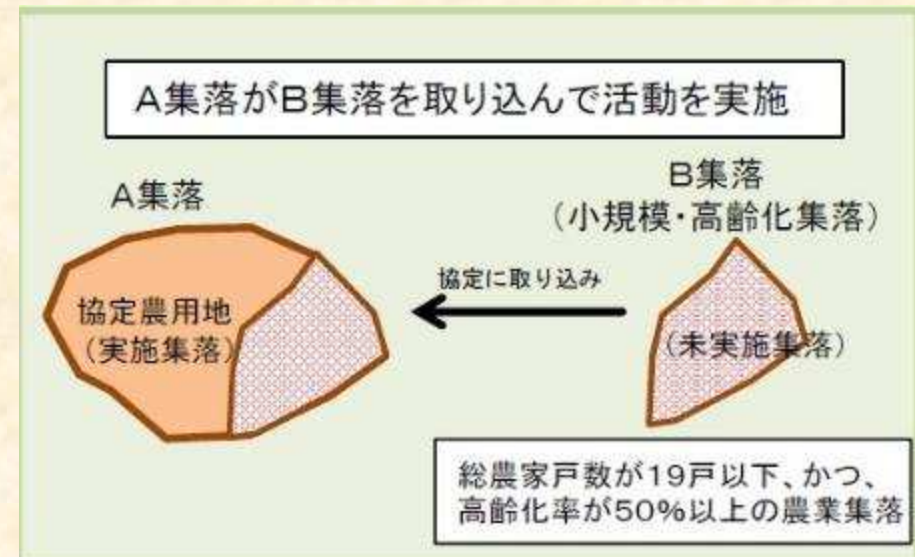
複数集落（2集落以上）が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合に加算

加算額 (10a 当り)	3,000円 (地目にかかわらず)
-----------------	----------------------

〔小規模・高齢化集落支援〕

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動等を行う場合、新規に取り組んだ農用地面積に加算

加算額 (10a 当り)	田	畑
	4,500円	1,800円



5 交付単価（加算措置）

2) 超急傾斜農地保全管理加算


超急傾斜地（田は1/10以上、畑は20度以上の傾斜）の農用地の保全、農産物の販売促進などに取り組む場合、該当農用地面積に加算

加算額 (10a 当り)	6,000円 (地目にかかわらず)
-----------------	----------------------

→ 平成29年度から、基礎単価協定でも取組可能に。


【対象活動の例(①、②からそれぞれ1つは実施)】

① 農地を保全する活動(1つだけ実施でも可)



石積み保全活動

又は

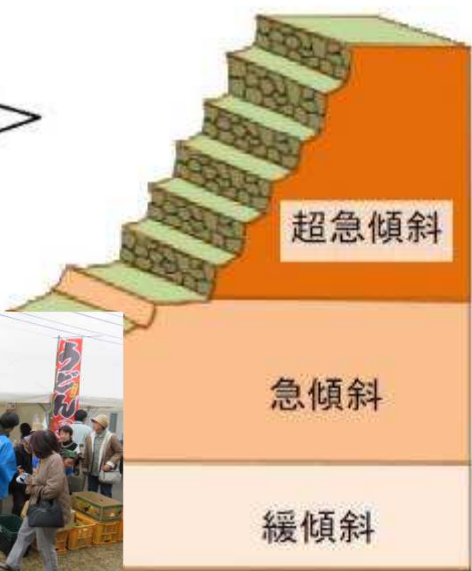


土壌流出防止

又は


既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。

既存の活動




超急傾斜
急傾斜
緩傾斜

② 農産物の販売を促進する活動等(1つだけ実施でも可)



棚田オーナー制度

又は




景観作り

又は

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。

既存の活動



6 基本方針の策定状況

県下13市町で基本方針策定

○対象農用地基準を満たす農用地を有する市町数：15市町

○基本方針を策定した市町数：13市町

●中山間地域等直接支払制度における各市町別対象地域及び基本方針策定状況

市町名	地域指定			基準指定			前期対策での対象に係る事項		
	対象地域にある市町	通常地域該当	特認地域該当	対象農用地基準を満たす農用地を有する市町	市町基本方針策定年度	交付開始年度	前期対策で対象農用地基準を満たす農用地を有していた市町	前期対策市町村基本方針策定年度	前期対策交付開始年度
高松市	○	○	○	○	27	27	○	22	22
丸亀市	○	○	○	○	27		○	22	22
坂出市	○	○		○	27	27	○	22	22
善通寺市	○		○	○			○		
観音寺市	○	○	○	○	27	27	○	22	22
さぬき市	○	○	○	○	27	27	○	22	22
東かがわ市	○	○		○	27	27	○	22	22
三豊市	○	○	○	○	27	27	○	22	22
土庄町	○	○		○	27	27	○	22	22
小豆島町	○	○		○	27	27	○	22	22
三木町	○		○	○	27	27	○	22	22
直島町	○	○							
宇多津町	○		○						
綾川町	○	○	○	○	27	27	○	22	22
琴平町	○	○		○			○		
多度津町	○	○	○	○	27	27	○	23	23
まんのう町	○	○		○	27	27	○	22	22
17	17	14	10	15	13	-	15	13	-

7 対象農用地について

制度の対象となる農用地は、3, 233 ha

○第4期対策での対象農用地面積：
3, 233 ha

○地域別対象農用地面積は、

通常地域：85.0%
特認地域：15.0%

●第4期対策：中山間地域等直接支払制度における各市町別対象農用地面積 (単位:ha)

市町名	対象農用地面積計	通常地域				特認地域			
		田		畑		田		畑	
		急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜
高松市	377.9	136.4	22.9	21.2	10.0	108.5	8.9	65.8	4.1
丸亀市	7.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.9	0.0
坂出市	50.1	24.6	3.1	21.3	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
観音寺市	66.7	13.9	20.2	9.5	5.5	15.2	0.0	2.4	0.0
さぬき市	148.3	53.4	66.3	0.8	2.8	24.6	0.0	0.4	0.0
東かがわ市	471.7	154.3	314.4	1.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三豊市	1,116.3	322.1	217.2	252.2	176.0	96.7	3.3	32.9	15.9
土庄町	24.7	15.6	1.2	3.8	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0
小豆島町	28.4	9.5	8.1	5.2	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0
三木町	68.3	0.0	0.0	0.0	0.0	68.3	0.0	0.0	0.0
綾川町	362.8	338.2	0.0	0.7	0.0	23.8	0.0	0.2	0.0
多度津町	6.6	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	1.3	0.3	0.3
まんのう町	503.5	422.7	0.0	75.4	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0
県計	3,233.2	1,490.7	653.4	391.1	212.5	341.8	13.5	109.9	20.2

8 交付金等について

1) 実施市町及び協定数 制度実施は12市町

○集落協定数：
413協定

○交付単価別協定数は、
基礎単価協定：265
体制整備単価協定：
148 (35.8%)

●各市町別協定数

市町名	H29			
	協定数計	うち基礎 単価協定	うち体制 整備単価 協定	体制整備単 価協定率
高松市	51	46	5	9.8%
丸亀市	0	0	0	
坂出市	10	10	0	0.0%
観音寺市	8	8	0	0.0%
さぬき市	28	17	11	39.3%
東かがわ市	71	24	47	66.2%
三豊市	110	91	19	17.3%
土庄町	8	7	1	12.5%
小豆島町	5	3	2	40.0%
三木町	6	3	3	50.0%
綾川町	65	34	31	47.7%
多度津町	1	0	1	100.0%
まんのう町	50	22	28	56.0%
県計	413	265	148	35.8%

8 交付金等について

2) 協定参加者数

参加者数6,325人、うち農業者5,936人

○協定参加者は、6,325人
(組織含む)
うち農業者が5,936人
(93.8%)

○協定は、多様な主体により構成され、農業生産法人や生産組織、非農業者も参加

●各市町別協定参加者数

市町名	協定参加者							
	協定参加者数計	農業者(人)	うち交付農用地を持たない農業者(人)	農業生産法人	農業生産組織	水利組合等	非農業者	その他
高松市	719	715	4	2	2	0	0	0
丸亀市	0	0	0	0	0	0	0	0
坂出市	105	102	0	3	0	0	0	0
観音寺市	116	116	0	0	0	0	0	0
さぬき市	395	350	9	0	8	12	25	0
東かがわ市	986	942	2	13	0	0	31	0
三豊市	1,744	1,553	40	7	183	0	1	0
土庄町	155	154	0	0	0	0	1	0
小豆島町	111	109	3	2	0	0	0	0
三木町	155	151	29	1	3	0	0	0
綾川町	742	735	94	7	0	0	0	0
多度津町	28	27	0	0	0	1	0	0
まんのう町	1,069	982	0	1	0	0	86	0
県計	6,325	5,936	181	36	196	13	144	0

8 交付金等について

3) 交付対象面積 2,615ha

○交付単価別面積

- ・ 基礎単価 1,439.4ha
- ・ 体制整備単価
1,175.7ha (45.0%)

○加算措置は、4町が 超急傾斜農地保全管 理加算に取り組み 40.9ha

●各市町別交付対象面積

(単位:ha)

市町名	協定締結面積						
	交付対象 面積計	うち基礎 単価面積	うち 体制整備 単価面積	体制整備 単価協定 面積率	加算 措置 面積	うち	
						集落連 携・機能維 持加算	超急傾 斜農地保全 管理加算
高松市	281.6	212.8	68.8	24.4%	18.8	0.0	18.8
丸亀市	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0
坂出市	39.8	39.8	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0
観音寺市	51.4	51.4	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0
さぬき市	147.4	84.5	62.9	42.7%	4.7	0.0	4.7
東かがわ市	465.4	135.8	329.6	70.8%	2.7	0.0	2.7
三豊市	730.7	567.2	163.5	22.4%	0.0	0.0	0.0
土庄町	26.2	23.7	2.5	9.5%	0.0	0.0	0.0
小豆島町	24.2	10.5	13.7	56.6%	0.0	0.0	0.0
三木町	50.1	24.3	25.8	51.5%	14.7	0.0	14.7
綾川町	324.6	147.8	176.8	54.5%	0.0	0.0	0.0
多度津町	6.1	0.0	6.1	100.0%	0.0	0.0	0.0
まんのう町	467.6	141.6	326.0	69.7%	0.0	0.0	0.0
県計	2,615.1	1,439.4	1,175.7	45.0%	40.9	0.0	40.9

8 交付金等について

4) 交付金額 3億7,903万円

○12市町の集落協定に対し
3億7,903万円余を交付。

○交付単価別の交付金額比
率は、

- ・ 基礎単価 48.6%
- ・ 体制整備単価 51.4%
(加算措置を含む)

●各市町別交付金額

(単位:千円)

市町名	交付金額					
	交付金額計	うち基礎単価交付金額	うち体制整備単価交付金額	(参考)		
加算単価交付金額				うち集落連携・機能維持加算	うち超急傾斜農地保全管理加算	
高松市	42,307	31,145	11,162	1,128	0	1,128
丸亀市	0	0	0	0	0	0
坂出市	5,353	5,353	0	0	0	0
観音寺市	5,468	5,468	0	0	0	0
さぬき市	19,653	9,629	10,024	281	0	281
東かがわ市	51,840	13,966	37,874	162	0	162
三豊市	88,227	64,045	24,183	0	0	0
土庄町	3,270	2,986	284	0	0	0
小豆島町	2,531	1,383	1,148	0	0	0
三木町	10,400	4,089	6,311	885	0	885
綾川町	61,835	24,713	37,122	0	0	0
多度津町	963	0	963	0	0	0
まんのう町	87,192	21,542	65,650	0	0	0
県計	379,038	184,317	194,721	2,455	0	2,455

8 交付金等について

5) 地目・勾配別の協定面積

地目別では田が84%、傾斜・勾配別では急傾斜が73%

○地目別の協定面積割合

- ・田が 84.4%
- ・畑が 15.6%

○勾配別の協定面積割合

- ・急傾斜が 72.7%
- ・緩傾斜が 27.3%

●地目・勾配別協定締結面積

区 分	地 目 別		勾 配 等 別	
	田	畑	急傾斜	緩傾斜
交付対象面積(ha)	2,208.2	406.9	1,902.3	712.8

6) 地目・勾配別の交付金額

地目別では田が91%、傾斜・勾配別では急傾斜が87%

○地目別の交付金額割合

- ・田が 90.8%
- ・畑が 9.2%

○勾配別の交付金額割合

- ・急傾斜が 87.5%
- ・緩傾斜が 12.5%

●地目・勾配別交付金額

区 分	地 目 別		勾 配 等 別	
	田	畑	急傾斜	緩傾斜
交付金額(千円)	344,044	34,993	331,705	47,332

9 集落協定の取組状況

1) 交付金の使途

交付金の21%を共同取組活動に活用

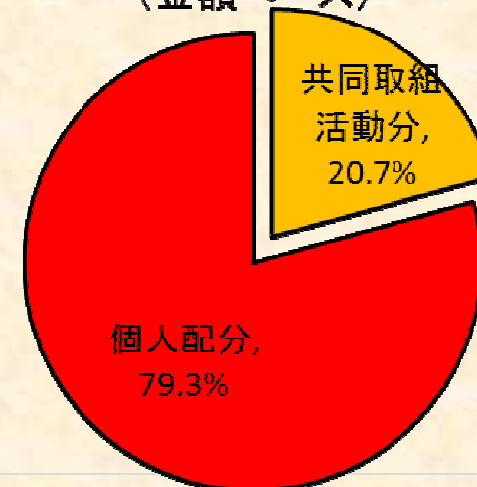
- 交付金（3億7,903万円）のうち、
 - ・ 共同取組活動 20.7%
 - ・ 個人配分 79.3%
- 共同取組活動への配分に占める積立比率 18.8%

- 積立の使途は、
 - ・ 「道・水路・農地の整備」
 - ・ 「機械の購入・修繕」 など

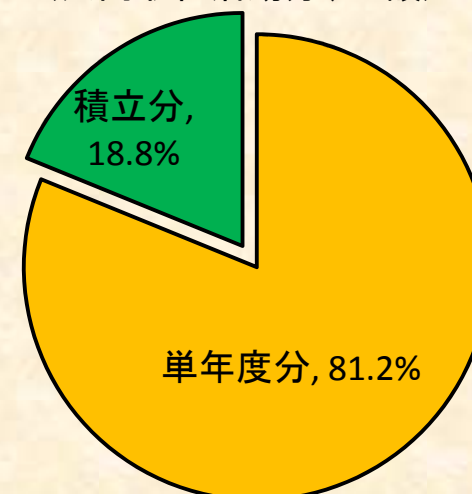
[参考]

- 1協定あたりの参加者数 15.3人
 - 1協定あたりの交付面積 6.3ha
 - 1協定あたりの交付金額 91.8万円
- 参加者1人あたり交付金額 6.0万円

H29年度交付金の配分
(金額ベース)



H28年度交付金の使用時期
(共同取組活動分、金額)



9 集落協定の取組状況

○協定による交付金の使途

- ・ 集落活動報酬
211 (全協定の51.1%)
- ・ 道・水路管理
175 (42.4%)
- ・ 農地管理、鳥獣害防止
74 (17.9%) の順

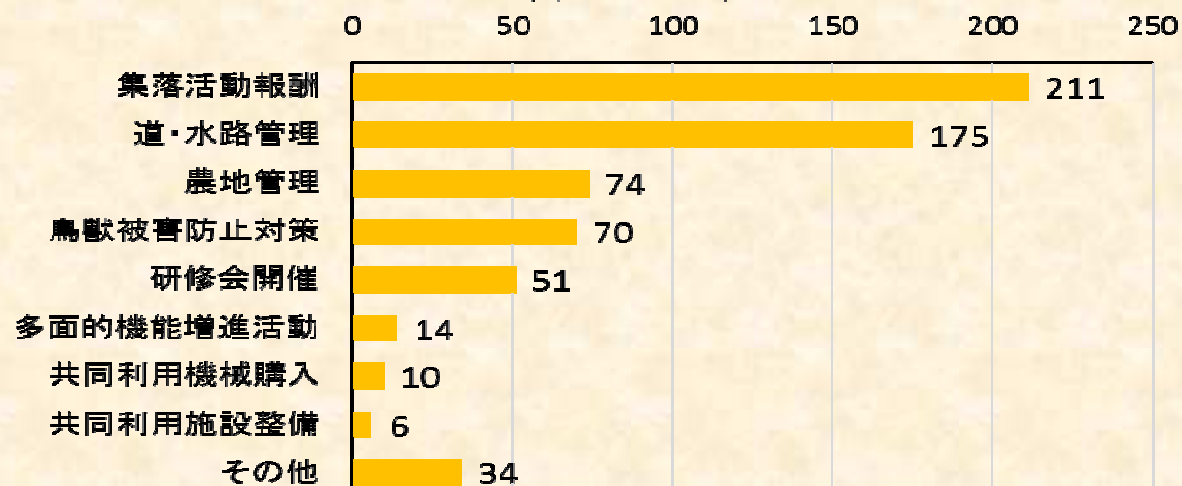
○積立の使途

- ・ 「道・水路・農地の整備」
- ・ 「機械の購入・修繕」
など



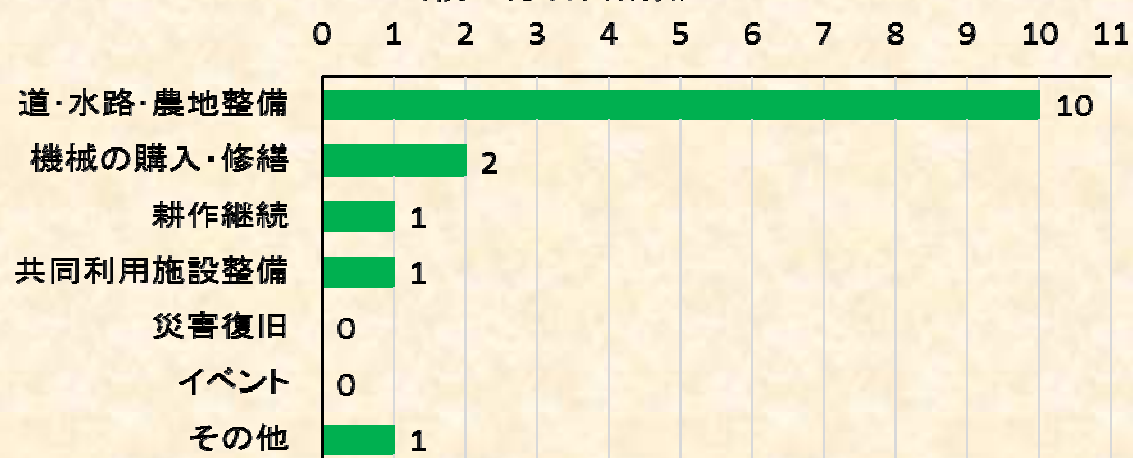
協定に位置づけられている交付金の使途

(単年度分、集落数)



協定に位置づけられている交付金の使途

(積立分、集落数)



9 集落協定の取組状況

2) 農業生産活動等の実施

協定の79%が「農地の法面管理(点検)」に取り組む

○耕作放棄の防止等の活動への取組

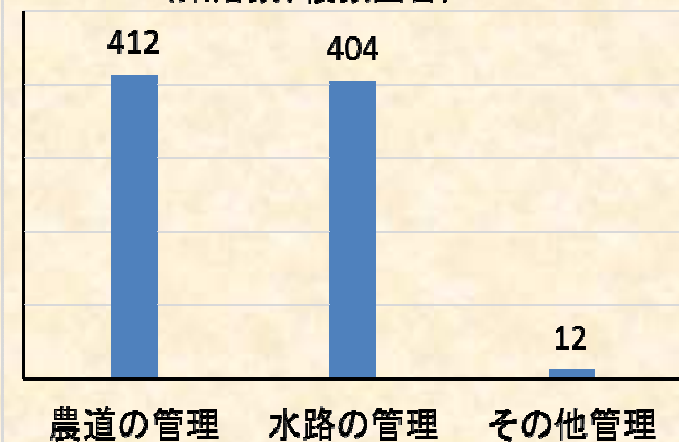
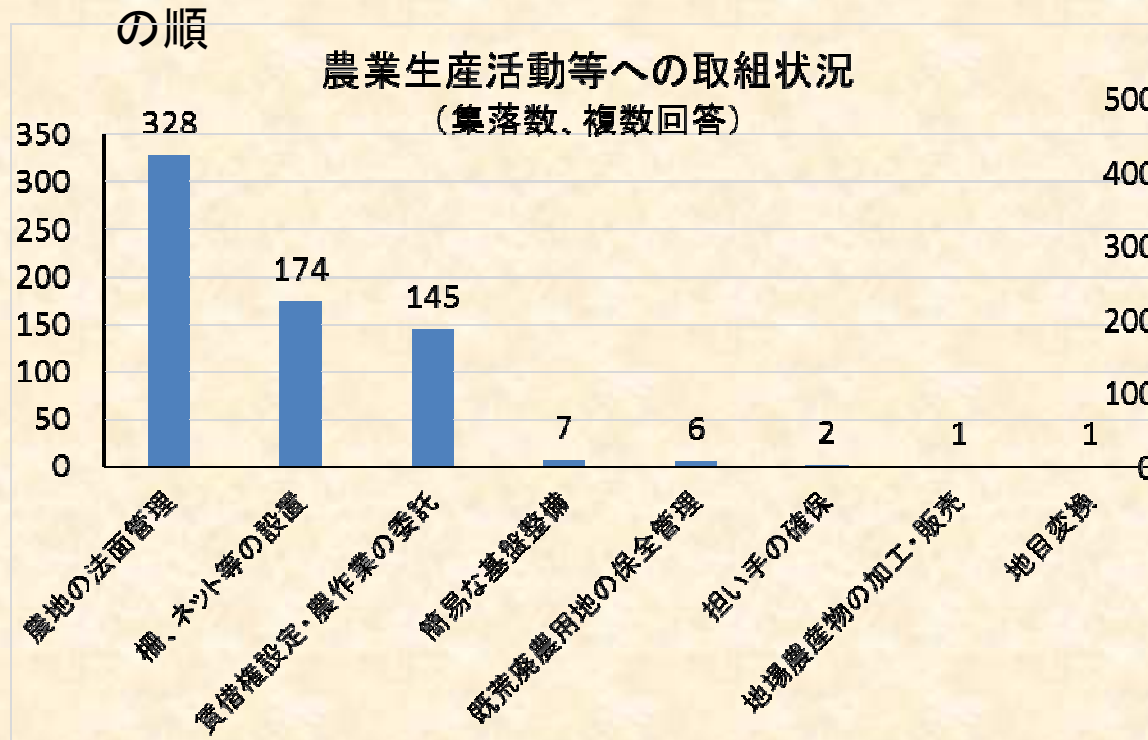
- ・「農地の法面管理(点検)」 328 (全協定の79.4%)
- ・「柵・ネット等の設置」 174 (42.1%)
- ・「賃借権設定・農作業の委託」 145 (35.1%)

○ほぼ全ての集落で、

「農道の管理」
「水路の管理」に取り組み

農業生産活動等への取組状況

(水路・農道等の管理)
(集落数、複数回答)



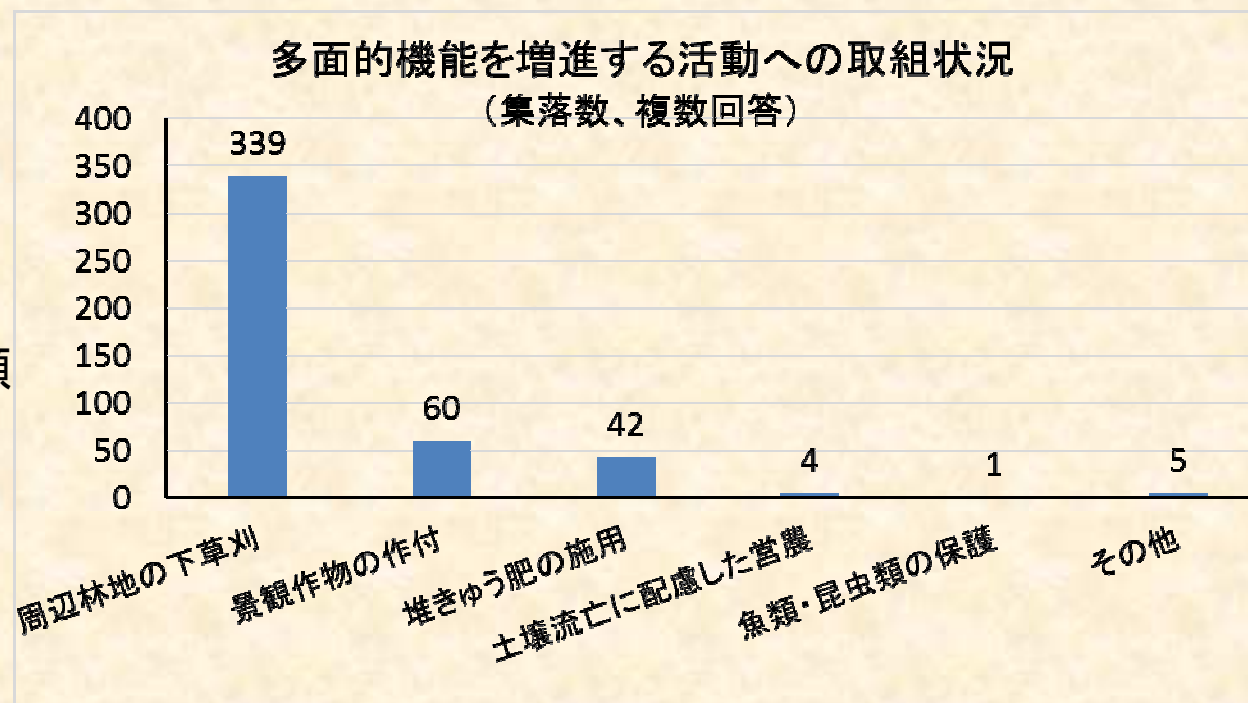
9 集落協定の取組状況

3) 多面的機能を増進する活動への取り組み 82%の協定が「周辺林地の下草刈」に取り組む

○多面的機能を増進する活動

- ・ 「周辺林地の下草刈」
339 (全協定の82.1%)
- ・ 「景観作物の作付」
60 (14.5%)
- ・ 堆きゅう肥の施用
42 (10.2%)

の順



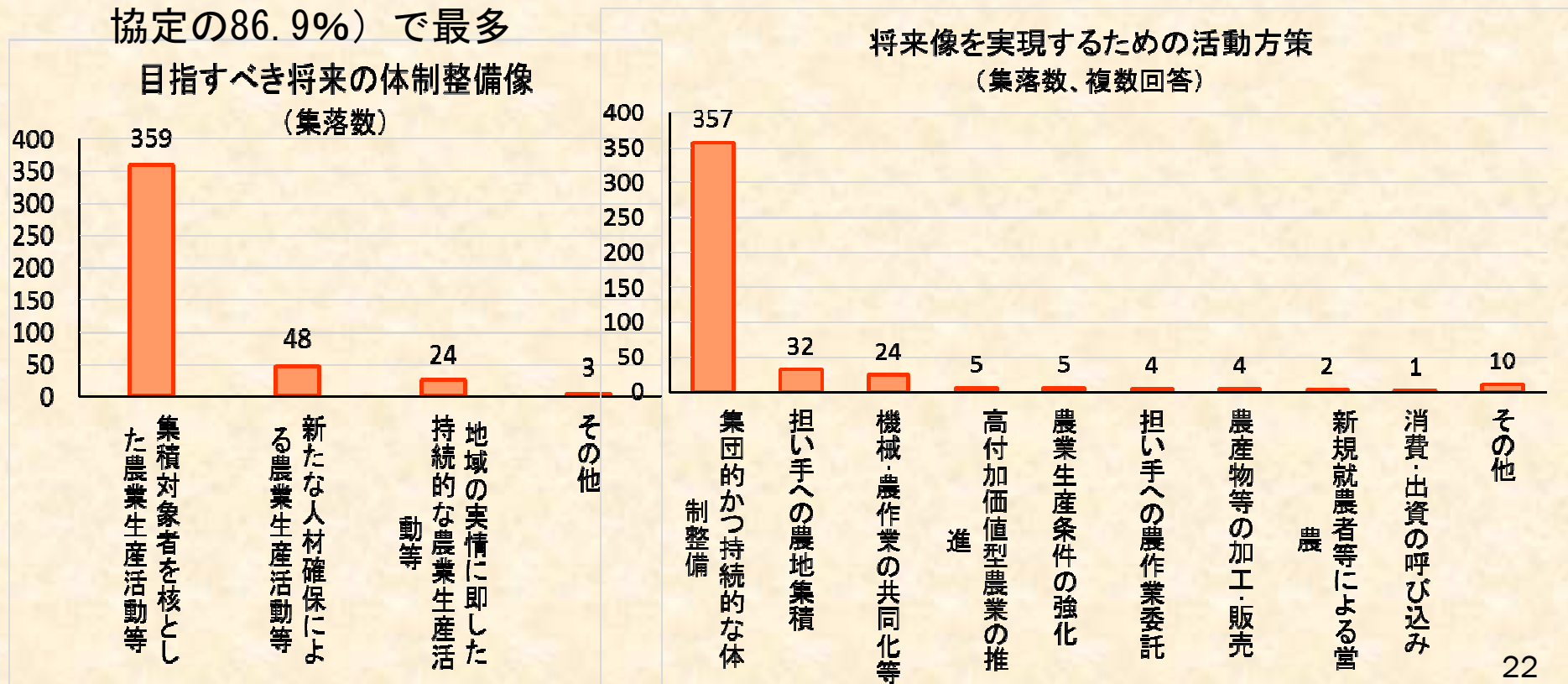
9 集落協定の取組状況

4) 集落マスタープランの内容

87%の協定が、「集積対象者を核とした農業生産活動の体制整備」を将来像として策定

○集落の目指すべき将来像は
 ・「集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備」が359(全協定の86.9%)で最多

○将来像を実現するための活動方策は
 ・「集団的かつ持続的な体制整備」が357(86.4%)で最多



9 集落協定の取組状況

5) 体制整備単価の取り組み(148協定)

～農用地等保全マップ(目標)の内容～

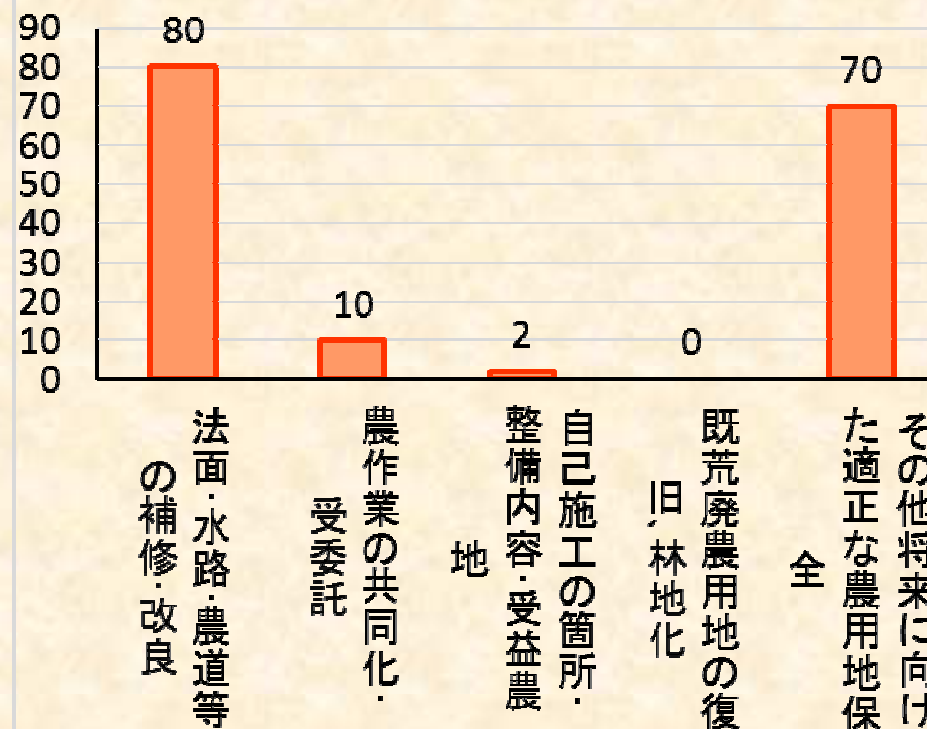
約半数が「農地法面、水路・農道等補修・改良」に取り組む

○農用地等保全マップの目標設定

- ・「法面、水路、農道等補修・改良」
80(54.1%)
 - ・「農作業共同化・受委託」
10(6.8%)
- の順



【体制整備】農用地等保全マップの内容
(集落数)

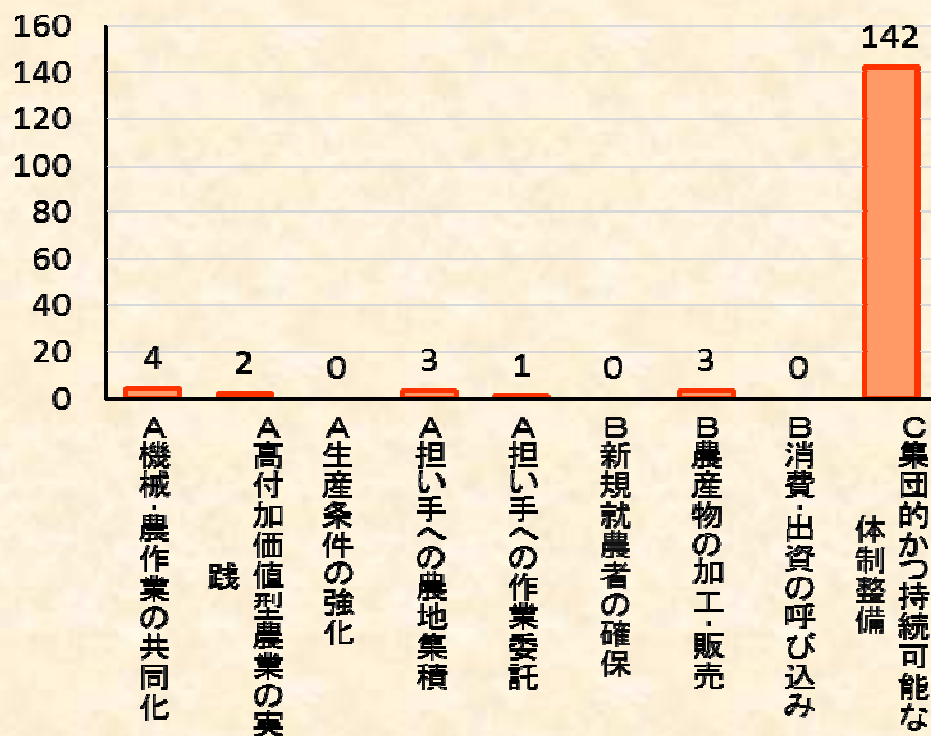


9 集落協定の取組状況

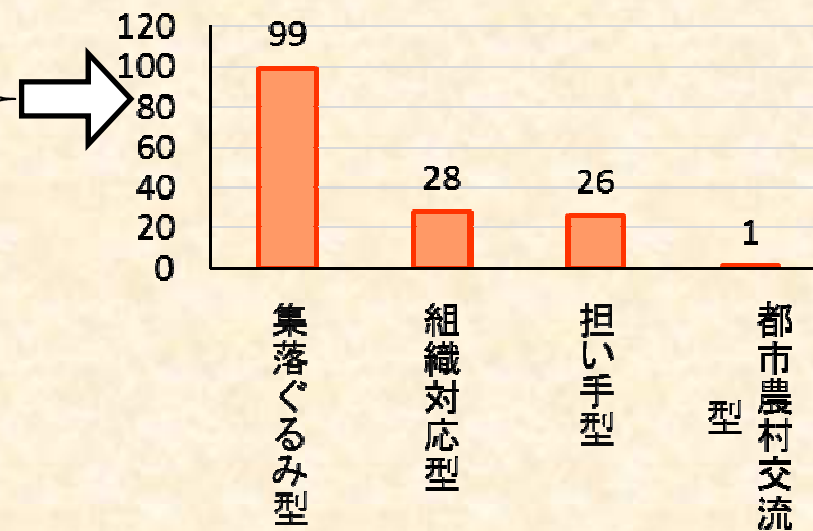
5) 体制整備単価の取組み(148協定) ~具体的な取組みの内容(交付要件)~ ほとんどが、C要件に取り組む

- 最も多い取組み要件は、
 C要件の「集団的かつ持続可能な体制整備」で142(95.9%)

【体制整備】交付要件の取組内容
 (集落数)



【体制整備】交付要件Cの体制支援
 (集落数、複数回答)



10 参考

